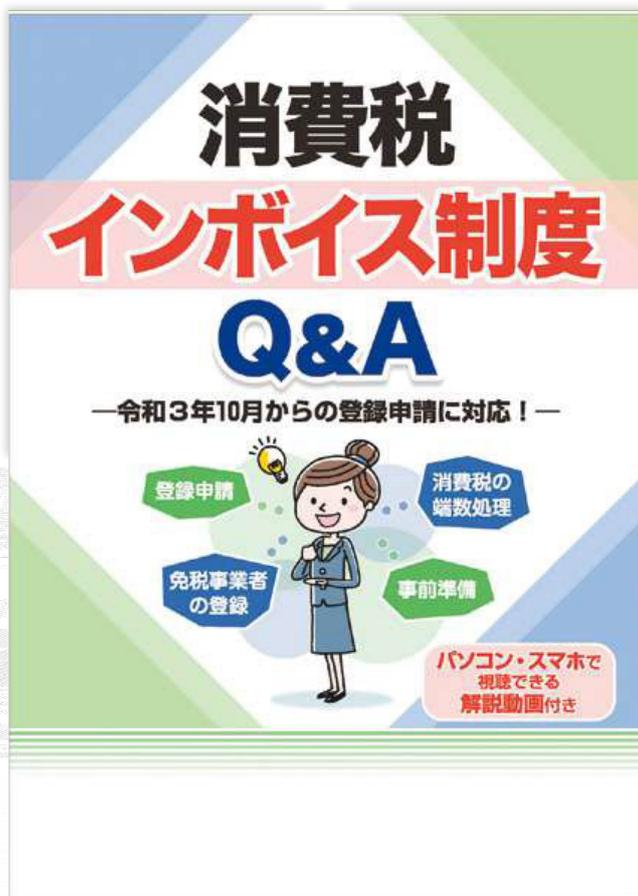


消費税インボイス制度 Q&A

令和3年10月からの登録申請に対応！



※随時発送させていただきます。

事業者が納付すべき消費税の額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して計算します。消費税は、申告納税手続きを行う事業者を通して、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税ですから、仕入税額控除による税の累積の排除が確実に行われなければなりません。売上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額とは、車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき税額の適正な算定が可能となります。

仕入税額控除は、諸外国ではインボイス制度が標準であり、日本の消費税も、令和5年10月1日より、**適格請求書等保存方式**という名称の**インボイス制度**となります。

適格請求書等保存方式は、事業者登録を基礎としており、消費者、免税事業者又は国税庁の登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。事業者においては、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定され、実務への影響は、相当に大きいと考えられます。

本冊子は、15のQ&Aによって、適格請求書等保存方式のしくみを解説するものです。新しい制度の全容を短時間でご理解いただけるように、簡潔に整理しています。ご活用いただければ幸いです。

お申し込み 練馬西法人会事務局

土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで、FAXまたは電話にてお申し込みください。その際、(1) 申込者名(法人の場合は社名とご担当者名) (2) 連絡先 TEL・FAX (3) 冊子郵送先住所をお知らせください。

TEL:03-3923-7272 FAX:03-3923-7285

会社名 _____ お名前 _____

住所 _____ 電話番号 _____